

附帯割引約款（電気契約とのセット割引）

第1条（約款の適用）

この附帯割引約款は、高知ケーブルテレビ株式会社（以下「KCB」といいます。）が別に定める高知ケーブルテレビ加入契約約款（以下「本約款」といいます。）とあわせて、KCBが行うサービスの提供を受ける者（以下「お客様」といいます。）のうち、この附帯割引約款に定める適用条件を満たす者に適用いたします。

第2条（約款の変更）

KCBは、事情によりこの附帯割引約款を変更することがあります。この場合、お客様は変更後の附帯割引約款を受けるものとします。附帯割引約款の変更にあたり、KCBはお客様に対し遅くとも改定利用料適用の2か月前までに改定する利用料を通知するものとします。

第3条（適用範囲）

KCBは、次のすべてに該当するお客様にこの附帯割引約款を適用いたします。

- (1) KCBの業務区域内にて別表1に定める主契約の提供を受ける者であること。
- (2) 主契約の住所と同一場所において別表2に定める四国電力株式会社による対象電気プランの供給を受ける者であること。

第4条（契約の申込み）

お客様が、この附帯割引約款にもとづく契約（以下「でんきとっしょ割」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの附帯割引約款を承認のうえ、KCB所定の様式によって対象電気プランの電気契約に係る四国電力株式会社のお客さま識別番号（以下「電力識別番号」といいます。）を申告して、申込みをしていただきます。

第5条（契約の成立）

でんきとっしょ割は、お客様の申込みをKCBが承諾したときに成立いたします。ただし次のいずれかの場合には、その申込を承諾いたしません。

- (1) お客様が、主契約の住所と同一場所において株式会社STNetが提供する光ネットサービス（以下「ピカラ光ねっと」といいます。）の提供を受けているとき。
- (2) お客様が、虚偽の事実を申告したことが判明したとき。

第6条（適用開始）

でんきとっしょ割の適用は、主契約が開始していないお客様は、主契約を締結し、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月1日から、既に主契約を締結しそのサービス提供開始済みのお客様は、お客様からの申出をKCBが承諾した日の属する月の翌月1日からとします。

第7条（割引）

でんきとっしょ割の割引額は別表3に定める料金とします。ただし、主契約の料金が、キャンペーンなどにより0円となる場合においては適用いたしません。

第8条（契約の廃止）

お客様が次のいずれかに該当する場合は、その月の月末にでんきといっしょ割の適用を廃止し、本附帯割引約款の効力が消滅するものといたします。

- (1) お客様から、本附帯割引約款の適用を取り消す旨の申し出があったとき。
- (2) 毎月、15日時点において申告のあった電力識別番号に係る対象電気プランの電気契約が終了、若しくは対象電気プランの電気契約の申込を取り消していることをKCBが確認したとき。
- (3) 解約、解除その他理由を問わず主契約が終了したとき。
- (4) お客様がピカラ光ねつとを契約したとき。
- (5) でんきといっしょ割を継続できない事情が生じたとき。

第9条（契約廃止時の割引適用）

第8条(2)の規定によりでんきといっしょ割の適用を廃止した場合は、適用の廃止日の属する月の前月までをでんきといっしょ割の適用対象とします。第8条(2)以外の規定によりでんきといっしょ割の適用を廃止した場合は、適用の廃止日の属する月の末日までの主契約の料金を、でんきといっしょ割の適用対象とします。

第10条（その他）

この附帯割引約款に定めのない事項については、本約款に定めるところによるものといたします。

付則

- (1) この附帯割引約款は、2022年4月18日から施行いたします。

別表1 主契約

主契約	基本サービス	スタンダードHDプラスサービス
		スタンダードHDサービス
		デジタルライトサービス
		ミニサービス
	特別団地特約	ミニサービスに該当する提供番組

別表2 対象電気プラン

対象電気プラン	おトク e プラン
	でんか e プラン
	でんか e マンションプラン
	昼トク e プラン

別表3 月額割引料金

基本サービス	スタンダードHDプラスサービス	200円（税込 220円）
	スタンダードHDサービス	
	デジタルライトサービス	100円（税込 110円）
	ミニサービス	
特別団地特約	ミニサービスに該当する提供番組	